令和2年2月2８日

新型コロナウイルス感染症への対応について

雲南市・飯南町事務組合

　新型コロナウイルス感染症について、昨年１２月以降、関係機関より多数報道がされています。政府は、この感染症に関し様々な対策を講じてきましたが、国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が散発的に発生していることから、集団発生を防ぎ、感染の拡大を防止すべき時期に突入しました。

また、政府は２７日に、感染拡大防止のため全国の小中学校、高校、特別支援学校を３月２日から春休みまで臨時休校するよう要請するなど、非常事態が発生しています。

なお、島根県では感染症指定医療機関に専門外来を設置し、各保健所には相談窓口を設置するなどの対応を講じています。また、雲南市や飯南町においても、警戒本部が設置されるなど今後の方針について協議するほか、住民に対してはホームページ等で随時情報提供を行い、注意喚起に努めています。

つきましては、当組合としても早急に内部の体制を整える必要があると判断し、下記のとおりお知らせしますので、職員への周知徹底をお願いします。

記

**〇新型コロナウイルスとは**

ウイルス性の風邪の一種であり、発熱やのどの痛み、咳が１週間前後続いたり、強いだるさを訴える方が多いことが特徴的で、感染から発症までの潜伏期間は１日から12.5日（多くは５日から６日）です。また、ウイルスは飛沫感染と接触感染により移ると言われています。

**１．事務組合内における感染防止対策**

（１）職員及び来庁者への対応

|  |
| --- |
| ・対人距離の保持・手洗い、アルコール消毒の徹底・マスク着用の徹底・咳エチケットの遵守（くしゃみをするときは手やハンカチで覆う等）・職場内の清掃、消毒作業 |

※職場内だけでなく、家庭内でも感染防止対策を徹底すること。

（２）事業継続計画（BCP）の策定

　当組合では住民生活の維持に必要不可欠である行政サービスを提供していることから、これらの業務を継続しなければならないが、状況に応じて以下の判断が必要と考える。

　①危機管理体制の整備（事業継続計画の策定）

・組織内の意思決定方法を確立するため、各事業部において、感染病発生時における感染防止対策を早急に講じること。

→環境事業部では、平成２２年の新型インフルエンザ感染症発生時に「感染症（新型インフルエンザ等）発生時に於ける対応」を策定しており、今般これを改正した。

　・日々の状況を把握できるよう、情報収集体制を整備すること。

　　→職員の緊急連絡先、学校や保育施設に通う子供の有無など情報を適切に把握する。

　②業務等の制限

　★不特定多数が集まる場への、不要不急な外出は避ける。

→会議の自粛、出張の制限等

★事務組合が主催する行事の中止（延期）について検討する。

　→（雲南市の例）市が主催する行事について、３月１５日まで中止

★重要業務を絞り込む。

　→職員や取引先の従業員の40％程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定する。

欠勤者が発生した場合でも、柔軟に対応できるよう体制を整える。

　③職員に対する感染防止策の周知の徹底

　・上記１（１）職員及び来庁者への対応を参照

（３）職員が出勤できない状況への対応

一般的には、使用者の責に帰すべき事由による休業に該当しないため、休業手当は支払わない。（ただし、社会保険等で要件を満たせば、保険組合から傷病手当金が支給される可能性もある。詳しくは、保険組合へ問い合わせ判断。）

発熱などの症状があるため職員が自主的に休む場合には、通常の病欠と同様に取扱うこととし、病気休暇を取得することが可能である。

★教育機関の休校等により出勤が困難となった職員への対応

　今後の自治体の動向を注視し判断するが、各部において職員の体制を再度見直し、欠勤者が生じた場合であっても、随時業務に対応できるよう体制を整えること。

**２．感染者（感染の疑いも含む）が発生したときの対応**

（１）感染が疑われる場合

★発熱など風邪の症状があるときは、必ず職場へ連絡し、仕事を休んでください。

　　以下の症状があるときは、「帰国者・接触者相談センター」（県内では各保健所に設置）に相談し、疑いがあると判断された場合には、指示に従い医療機関を受診する。

|  |
| --- |
| （主な症状）・風邪の症状や、37.5度以上の発熱が４日以上続く・強い倦怠感や息苦しさがある |

※これらの症状が上記の期間に満たない場合には、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様にかかりつけ医を受診してください。

※また、家庭内に感染の疑いがある者が発生した場合も、家族へ上記の注意喚起を行い、自身も感染しないよう感染防止対策に努めてください。

（２）家庭内、近所で感染者が発生した場合

★周辺で感染者が発生した場合についても、必ず総務課まで報告すること。

→総務課から随時、情報提供を行います。